

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例(四六・人事課).....	4
秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(四七・財政課).....	4
秋田県県税条例の一部を改正する条例(四八・税務課).....	5
秋田県県税に関する証明等手数料徴収条例の一部を改正する条例(四九・税務課).....	6
工業等導入地区等における県税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例(五〇・税務課).....	7
中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(五一・税務課).....	8
秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例(五二・医務課).....	8
秋田県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例(五三・労働政策課).....	9
風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例(五四・都市計画課).....	9
秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例(五五・高校教育課).....	10
秋田県立中学校設置条例の一部を改正する条例(五六・高校教育課).....	11

この号で公布された条例のあらまし

1 県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例(昭和二一年秋田県条例第一〇号)の一部改正(第一条による改正)

県議会議員の報酬月額を次のとおり減額する特例措置の適用期限を平成一七年六月三〇日まで延長することとした。

職名	減額前の報酬月額	減額後の報酬月額	減額率
議長	九一〇、〇〇〇円	八六四、五〇〇円	一〇〇分の五
副議長	八一〇、〇〇〇円	七八五、七〇〇円	一〇〇分の三
議員	七八〇、〇〇〇円	七七一、二〇〇円	一〇〇分の一

2 知事等の給与および旅費に関する条例(昭和二一年秋田県条例第三三三号)の一部改正(第二条による改正)

知事等の給料月額を次のとおり減額する特例措置の適用期限を平成一七年六月三〇日まで延長することとした。

職名	減額前の給料月額	減額後の給料月額	減額率
知事	一、二七〇、〇〇〇円	一、二〇六、五〇〇円	一〇〇分の五
副知事	九七〇、〇〇〇円	九四〇、九〇〇円	一〇〇分の三
出納長	八二〇、〇〇〇円	八一、八〇〇円	一〇〇分の一
公営企業管理者	八〇〇、〇〇〇円	七九二、〇〇〇円	一〇〇分の一

3 教育長の給与及び旅費等に関する条例(昭和二八年秋田県条例第一七号)の一部

改正(第三条による改正)
 教育長の給料月額を次のとおり減額する特例措置の適用期限を平成一七年六月三〇日まで延長することとした。

職 名	減額前の給料月額	減額後の給料月額	減 額 率
教 育 長	八〇〇,〇〇〇円	七九二,〇〇〇円	一〇〇分の九

4 この条例は、平成一六年七月一日から施行することとした。

秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四七号)手数料の不還付に関する規定について、所要の整備を行うこととした。

1 秋田県県税条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四八号)

1 県民税

(一) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四九号)により設立された防災街区整備事業組合に対する法人税割は、県内に収益事業を行う事務所等を有するものに課することとした。(第三〇条関係)

(二) 老年者控除を廃止することとした。(第三四条関係)

2 不動産取得税

特殊法人から移行する独立行政法人に対し現在の特殊法人に対する非課税の特例措置を継続する等の措置を講ずることとした。(第六三条、第七六条の二、第七六条の五、第七七条及び附則第一四条の七関係)

3 自動車税

平成一六年度及び平成一七年度に新車新規登録から一一年(ガソリン車及びLPG車については、一三年)を経過した自動車について、現行の税率のおおむね一〇〇分の一〇を重課する特例措置を、その翌年度以後について講ずることとした。(附則第一九条関係)

4 その他

(一) この条例は、平成一六年七月一日から施行することとした。ただし、1(一)は公布の日から、1(二)は平成一七年一月一日から、3は同年四月一日から施行することとした。

(二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

秋田県県税に関する証明等手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四

九号)
 地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成一六年政令第一〇八号)による地方税法施行令(昭和二五年政令第二四五号)の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

工業等導入地区等における県税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例(秋田県条例第五〇号)

所得税法等の一部を改正する法律(平成一六年法律第一四号)による租税特別措置法(昭和三十三年法律第二六号)の一部改正に伴い、次の条例について所要の規定の整理を行うこととした。

(一) 工業等導入地区等における県税の課税免除に関する条例(昭和五九年秋田県条例第三号)

(二) 秋田県の事務処理の特例に関する条例(平成一一年秋田県条例第七一号)

(三) 秋田県優良宅地造成認定手数料徴収条例(平成一二年秋田県条例第九八号)

(四) 秋田県優良住宅新築認定手数料徴収条例(平成一二年秋田県条例第一〇七号)

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五一号)

1 平成一八年三月三十一日まで(現行平成一六年三月三十一日まで)に公表される基本計画に基づき商業基盤施設を設置した者について、不動産取得税及び固定資産税の不均一課税の措置を講ずることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五二号)

1 看護職員の養成施設に在学し修学資金の貸与を受ける者が将来業務に従事した場合に返還が免除されることとなる施設を次のとおり改めることとした。

改 正 後	改 正 前
入院患者のうち六五歳以上の者が六〇パーセント以上を占める病棟を有する病院で規則で定めるもの	厚生労働大臣が定める老人病棟を有する病院
児童福祉法(昭和二十二年法律第一六四号)第二七条第二項の規定に基づき	児童福祉法第二七条第二項の規定に基づき指定された国立療養所

— 定された独立行政法人国立病院機構の
設置する医療機関

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

秋田県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例（秋田県条例第五三〇号）

1 秋田県立横手技術専門学校を秋田県立大曲技術専門校に統合するとともに、その位置を大曲市川原町二番三〇号とすることとした。（第二条関係）

2 職業能力開発校の訓練生（高等学校を卒業した者等を対象とする訓練科において職業訓練を受ける者に限る。）から、月額九、六〇〇円の授業料を徴収することとし、各月分をその月の一日から一五日までの間に徴収することとした。（第三条関係）

3 授業料の減免及び不還付について、所要の規定を設けることとした。（第四条及び第五条関係）

4 その他

(一) この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

(二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第五四〇号）

1 風致地区内において建築物の建築等を行う際に許可を必要としない法人について、中小企業総合事業団を独立行政法人中小企業基盤整備機構とする等所要の改正を行うこととした。

2 この条例は、平成一六年七月一日から施行することとした。

秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例（秋田県条例第五五〇号）

1 秋田県立秋田東高等学校の名称を秋田県立秋田明德館高等学校に、位置を秋田市中通二丁目一番五一号に改めることとした。

2 秋田県立大館商業高等学校を廃止し、新たに秋田県立大館国際情報学院高等学校を大館市松木字大上二五番地の一に設置することとした。

3 その他

(一) この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

(二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

秋田県立中学校設置条例の一部を改正する条例（秋田県条例第五六〇号）

1 秋田県立大館国際情報学院中学校を大館市松木字大上二五番地の一に設置することとした。

2 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

条 例

県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年六月二十五日

秋田県条例第四十六号

県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正)

第一条 県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例(昭和二十二年秋田県条例第十号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成十六年六月三十日」を「平成十七年六月三十日」に改める。

附則第四項を削る。

(知事等の給与および旅費に関する条例の一部改正)

第二条 知事等の給与および旅費に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成十六年六月三十日」を「平成十七年六月三十日」に改める。

附則第五項を削る。

(教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第三条 教育長の給与及び旅費等に関する条例(昭和五十八年秋田県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成十六年六月三十日」を「平成十七年六月三十日」に改める。

附則第三項を削る。

附 則

この条例は、平成十六年七月一日から施行する。

秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年六月二十五日

秋田県知事 寺田典城

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第四十七号

秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県標準事務関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第三十一条に次のただし書を加える。

ただし、法令の規定による場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年六月二十五日

秋田県条例第四十八号

秋田県県税条例の一部を改正する条例

秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三十条第五項中「公益法人等」の下に「防災街区整備事業組合」を加える。

第三十四条中「、老年者控除額」を削る。

第六十三条第二項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第七十六条の二第二項中「地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「で定める」を「に規定する」に、「本条」を「この条」に改める。

第七十六条の五第一項中「中小企業総合事業団から中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)第二十一条第一項第二号イ又はロの資金の貸付け又は施設の譲渡しを受けて、中小企業構造の高度化」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構から独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百七十七号)第十五条第一項第三号ロの資金の貸付けを受けて、同号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化」に改める。

第七十七条(見出しを含む。)及び附則第十四条の七第一項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

附則第十九条第一項に次の二号を加える。

四 平成六年三月三十一日(ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成四年三月三十一日)までに新車新規登

秋田県知事 寺 田 典 城

録を受けた自動車(前三号の規定の適用を受ける自動車を除く。) 平成十七年度
五 平成十七年三月三十一日(ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成五年三月三十一日)までに新車新規登録を受けた自動車(前各号の規定の適用を受ける自動車を除く。) 平成十八年度

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十条第五項の改正規定 公布の日

二 第三十四条の改正規定及び次項の規定 平成十七年一月一日

三 附則第十九条第一項の改正規定及び附則第四項の規定 平成十七年四月一日

(県民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の秋田県県税条例(以下「新条例」という。)第三十四条の規定は、平成十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 この条例による改正前の秋田県県税条例第七十六条の五第一項に規定する資金の貸付けを受けて、平成十六年七月一日以後に不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

4 新条例附則第十九条第一項の規定は、平成十七年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十六年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

秋田県県税に関する証明等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年六月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第四十九号

秋田県県税に関する証明等手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県県税に関する証明等手数料徴収条例(昭和五十一年秋田県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「同項第四号」を「同項第五号」に、「同令第六条の二十一第一項第三号」を「同項第三号」に改める。
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

工業等導入地区等における県税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年六月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第五十号

工業等導入地区等における県税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例

(工業等導入地区等における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

第一条 工業等導入地区等における県税の課税免除に関する条例(昭和五十九年秋田県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「工業等生産設備」の下に「所得税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第十四号)附則第二十五条第五項又は第四十条第八項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の」を加える。

(秋田県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 秋田県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年秋田県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表十二の項イ中「第三十一条の二第二項第十二号ハ、法第六十二条の三第四項第十二号ハ」を「第三十一条の二第二項第十三号ハ、法第六十二条の三第四項第十三号ハ」に改め、同項ロ中「第三十一条の二第二項第十三号ニ、法第六十二条の三第四項第十三号ニ」を「第三十一条の二第二項第十四号ニ、法第六十二条の三第四項第十四号ニ」に改める。

(秋田県優良宅地造成認定手数料徴収条例の一部改正)

第三条 秋田県優良宅地造成認定手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第九十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十一条の二第二項第十二号ハ」を「第三十一条の二第二項第十三号ハ」に、「第六十二条の三第四項第十二号ハ」を「第六十二条の三第四項第十三号ハ」に改める。

(秋田県優良住宅新築認定手数料徴収条例の一部改正)

第四条 秋田県優良住宅新築認定手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第一百七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十一条の二第二項第十三号ニ」を「第三十一条の二第二項第十四号ニ」に、「第六十二条の三第四項第十三号ニ」を「第六十二条の

三第四項第十四号二」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成十七年一月一日から施行する。

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年六月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第五十一号

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例(平成十四年秋田県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年六月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第五十二号

秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

秋田県看護職員修学資金貸与条例(昭和三十七年秋田県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第三号(四)を次のように改める。

(四) 入院患者のうち六十五歳以上の者が六十パーセント以上を占める病棟を有する病院で規則で定めるもの
第一条の二第三号(五)中「国立療養所」を「独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の秋田県看護職員修学資金貸与条例第一条の二第三号(五)の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

秋田県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年六月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第五十三号

秋田県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例

秋田県立職業能力開発校条例(昭和五十一年秋田県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の表秋田県立大曲技術専門校の項中「大曲市住吉町二番六号」を「大曲市川原町二番三十号」に改め、同表秋田県立横手技術専門校の項を削る。
第三条を第六条とし、第二条の次に次の三条を加える。

(授業料)

第三条 職業能力開発校の訓練生(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする訓練科において職業訓練を受ける者に限る。)から、月額九千六百円の授業料を徴収する。

2 授業料は、各月分をその月の一日から十五日までの間に徴収する。ただし、年度内の授業料は、前納させることができる。

(授業料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、授業料を減免することができる。

(授業料の不還付)

第五条 既に徴収した授業料は、還付しない。ただし、第三条第二項ただし書の規定により前納した授業料については、この限りでない。

附 則

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

2 秋田県立秋田技術専門校の訓練生で平成十七年三月三十一日に在籍するものに係る授業料は、この条例による改正後の秋田県立職業能力開発校条例第三条第一項の規定にかかわらず、徴収しない。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年六月二十五日

秋田県条例第五十四号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和四十五年秋田県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 独立行政法人中小企業基盤整備機構

九 独立行政法人国立病院機構

附 則

この条例は、平成十六年七月一日から施行する。

秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年六月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第五十五号

秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例

秋田県立高等学校設置条例(昭和三十九年秋田県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表中秋田県立大館商業高等学校の項を削り、秋田県立秋田東高等学校の項を次のように改める。

秋田県立秋田明德館高等学校

秋田市中通二丁目一番五十一号

別表に次のように加える。

秋田県立大館国際情報学院高等学校

大館市松木字大上二十五番地の一

附 則

秋田県知事 寺 田 典 城

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の秋田県立高等学校設置条例別表の規定にかかわらず、教育委員会規則で定める日までの間は、同表秋田県立大館国際情報学院高等学校の項中「大館市松木字大上二十五番地の一」とあるのは、「大館市片山町三丁目十番十六号」とする。

3 この条例の施行の際現に秋田県立大館商業高等学校又は秋田県立秋田中央高等学校校定時制の課程（以下「大館商業高等学校等」という。）に在学する者は、それぞれ平成十七年四月一日に秋田県立大館国際情報学院高等学校又は秋田県立秋田明德館高等学校校定時制の課程（以下「大館国際情報学院高等学校等」という。）に転学させるものとする。

4 前項の規定により大館国際情報学院高等学校等に転学させた者については、大館商業高等学校等における在学年数は、大館国際情報学院高等学校等における在学年数とみなし、大館商業高等学校等において履修した課程は、大館国際情報学院高等学校等において履修したものとみなす。

秋田県立中学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年六月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第五十六号

秋田県立中学校設置条例の一部を改正する条例

秋田県立中学校設置条例（平成十五年秋田県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表に次のように加える。

秋田県立大館国際情報学院中学校

大館市松木字大上二十五番地の一

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600 FAX(0863)000505
E-mail:matsubarara@matsubarainsatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄